

1 保育所・幼稚園・認定こども園の概要

II-1-1 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園の比較一覧

	保育所	幼稚園		幼保連携型認定こども園
		私学助成園（従来通り）	新制度移行園	
所管省庁	厚生労働省	文部科学省		内閣府・文部科学省・厚生労働省
根拠法令	児童福祉法	学校教育法		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 児童福祉法
目的	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とした施設（利用定員20人以上）。	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。		3歳以上の幼児に対する学校教育と、保育を必要とする乳幼児への保育を一体的に行い、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設。
機能・役割	保育所は、保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育する児童福祉施設。ただし、3～5歳児に対しては幼稚園教育に準じる教育が行われている。	幼稚園は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校。		幼稚園と保育所の機能と地域子育て支援機能を一体的に行う施設。学校であり児童福祉施設でもある。
入園・入所の手続き	保育を必要とする乳幼児をもつ保護者が保育所を選択し、市町村に申し込む。	就園を希望する保護者と幼稚園設置者との契約による。		保護者と施設との直接契約が基本だが、当分の間は保育を必要とする乳幼児をもつ保護者は市町村に申し込み、学校教育のみの保護者は園に申し込む。
教育・保育内容	保育所保育指針（平成29年3月告示）	幼稚園教育要領（平成29年3月告示）		幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月告示）
1日の教育・保育時間	8時間を原則とし、保育所長が定める。	4時間を標準として各園で定める。		保育を必要とする子どもに対する保育時間は8時間を原則。
地域に対する子育て支援	任意	任意		必須：親子の集いの場の提供などを週3日以上開設。
開設日数	約300日。 長期休業日はない。 11時間開所。	39週以上。 夏休み、春休み等の長期休業日がある。		約300日。 長期休業日はない。 11時間開所、土曜日開園が原則だが弾力運用も可能。
保護者の負担	市町村ごとに家庭の所得等を勘案して設定された保育料を納める。	設置者の定める入園料、保育料等を納める（家庭の所得等に応じてその一部を減免する就園奨励事業が行われている。）	市町村ごとに家庭の所得を勘案して設定された教育標準時間の保育料を収める。	市町村ごとに家庭の所得を勘案して設定された保育料（教育標準時間・保育標準時間・保育短時間・3歳未満・3歳以上別）を収める。
運営費	民間施設の場合、施設型給付を委託費として支払う。 公立保育所については全額市町村の一般財源。	設置者が負担する。（ただし、私立幼稚園に対しては、経費助成が行われている。）	施設型給付	施設型給付
教諭・保育士の資格	保育士資格証明書	幼稚園教諭普通免許状 専修（大学院（修士）修了） 1種（大学卒） 2種（短大卒など）		保育教諭（幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有することを原則。平成31年度末までの経過措置あり。併有促進のための特別措置あり）
設置主体	制限なし	国、地方公共団体、学校法人		国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人
職員配置基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 乳児：3人に保育士1人 1～2歳児：6人に保育士1人 3歳児：20人に保育士1人 4歳以上児：30人に保育士1人	幼稚園設置基準 1学級の幼児数は原則35人以下 1学級に教諭1人		幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 乳児：3人に保育教諭1人 1～2歳児：6人に保育教諭1人 3歳児：20人に保育教諭1人 4歳以上児：30人に保育教諭1人
施設基準	園舎に関する規定はない	園舎は 1学級は、180㎡ 2学級以上は、「320+100×(学級数-2)」㎡以上		満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準
	保育室は 2歳以上児は保育室1.98㎡/人 0・1歳児は乳児室1.65㎡/人、 ほふく室3.3㎡/人以上 (待機児童の多い地域では緩和できる特別措置あり)	保育室の数は学級数を下回ってはならない。		乳児室・ほふく室、保育室又は遊戯室面積は保育所と同じ。満3歳以上の保育室は学級数を下回ってはならない。
	屋外遊戯場は 2歳以上児3.3㎡/人以上 一定の条件下で付近の適当な場所による代替も認める。	運動場は 2学級までは330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上400+80×(学級数-3)㎡以上 同一敷地内が隣接を原則とする。		園庭は同一敷地内又は隣接地に必置。 ①満2歳は保育所基準。 ②満3歳以上の子どもは、幼稚園基準と保育所基準の大きい方。
	調理室は必置。 調理業務の外部委託は可。 特区において公立施設3歳未満児の給食外部搬入は可。	任意		調理室は必置。 自園調理が原則。 保育を必要とする子どもに対する食事の提供義務がある。

出所) 山田麗子作成 (2018年1月)。